

#	カテゴリ	質問	回答
1	01_事業全体・制度	申請に際して最低金額はありますか。	最低金額は特に設けておりません。金額の大小にかかわらず有識者を含む委員会の審査を経て採択の対象となり得ます。
2	01_事業全体・制度	他の補助金との併用は可能ですか。	同一内容の事業において、国が助成する他の制度（補助金、委託費等）が重複することは、補助金適正化法上認められません。なお、都道府県・市町村の補助を受けるといった連携補助については、問題ありません。 詳しくは公募要領P.19をご確認ください。
3	01_事業全体・制度	「協議の場」について既存の枠組みを活用可能ですか。	活用可能です。
4	01_事業全体・制度	「協議の場」として認定されるための定義などはありますが、活動実態（報告書）や収支計算書、定款・規約など審査時に審査項目として確認されることはありますか。	公募要領P.7に協議の場について記載がありますので、ご確認ください。 協議の場での活動実態は報告書等で確認させていただく可能性がございます。
5	01_事業全体・制度	DMOや民間事業者等が申請主体となる場合、自治体との連携証明が必要と認識しています。一方で、説明会資料において、“地方公共団体など地域に影響のない取組については、必ずしも同意書を要しません”との記載もありますが、同意書が不要となる場合の具体例や必要可否の考え方はありますか。	原則は、自治体との連携証明が必要となります。 あくまで一部例外として、例えば、複数都道府県にまたがる広域的な観光案内や観光マップのウェブページの多言語化など、個別の自治体が当該事業の実施についてその概要を把握していないことが、地域における観光政策の実施に当たって影響を及ぼすおそれ小さい取組を想定しています。
6	01_事業全体・制度	1事業者・1事業のみの申請も可能ですか。	地域一体型については、複数事業を条件としていますが、一般型については、1事業のみの申請も可能です。
7	01_事業全体・制度	委託先に自社のグループ企業を選定しても問題ないですか。	補助対象事業者と、設備及びサービス等の発注先事業者の代表者が同一、または企業会計が同一である場合、当該設備及びサービス等の購入及び導入に係る経費は補助対象経費になりません。
8	01_事業全体・制度	補助金交付決定後、概算払してもらうことは可能ですか。	補助金は精算払となります。概算払はできません。
9	01_事業全体・制度	補助対象事業の実施期間はいつまでですか。	令和9年2月26日までです。補助事業の実施だけでなく、発注先への支払い、完了実績報告まで全てを完了する必要があります。補助対象事業の実施期間内に補助対象事業を完了できなかった場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。
10	01_事業全体・制度	地方公共団体が申請主体となり申請する場合、補助対象事業者をプロポーザルで公募し、委託することは可能ですか。	可能です。計画申請時には参考見積もり額の事業費にて申請ください。また、契約締結は交付決定後である必要があります。
11	01_事業全体・制度	「申請主体」と「補助対象事業者」の定義は何ですか。	「申請主体」は本事業において、補助対象事業者が実施する補助事業を取りまとめて計画申請を行います。 「補助対象事業者」とは、申請主体が取りまとめている個々の補助事業を交付申請し、交付決定を受け、補助事業を実施する事業者のことを指します。
12	01_事業全体・制度	商工会/DMC/観光協会/実行委員会が申請主体になることはできますか。	一般型については、申請主体として申請可能です。 (地域一体型の申請主体は、地方公共団体・登録観光地域づくり法人(DMO)に限ることとしています。)
13	01_事業全体・制度	「補助事業着手」は何をもって着手になりますか。どの段階までであれば交付決定前に進めることができますか。	契約先への発注・契約・支出行為をもって事業着手となります。 入札やプロポーザルによる優先交渉権者の選定は、事前に行っていたら問題ございません。
14	01_事業全体・制度	事前着手届の受理結果の通知が届くのは4月17日(金)以降ですか。4月17日より前の日に着手することも可能なのか。	事前着手届出受理通知は、随時発出を予定しておりますが、事業着手は事前着手届出受理通知の発出日以降かつ令和8年度政府当初予算が成立した日以降となります。
15	01_事業全体・制度	事前着手届出について、様式1・2は暫定版で提出可能とありますが、計画申請時にどの程度の修正が可能ですか。事前着手届時には概算額で提出し、5月末の計画申請時に事業費を修正して提出することは可能ですか。	事業目的や事業内容の大幅な修正はできません。事業費の軽微な修正等は可能です。
16	01_事業全体・制度	手荷物預かりやバス運行など料金収入のある事業も申請できますか。その場合の清算方法はどのように行えばよいですか。	申請可能です。本事業では補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとします。
17	01_事業全体・制度	補助金は申請主体と補助対象事業者のどちらへ交付されますか。	補助金は補助対象事業者に対して直接交付されます。
18	01_事業全体・制度	地域一体型における協議の場について、地域の代表などが参画している既存の協議会を利用できますか。	既存の地域住民を含めた協議会を「協議の場」として利用することは可能です。
19	01_事業全体・制度	2次公募の可能性はありますか。	申請状況により、実施される可能性がございます。
20	01_事業全体・制度	事例や補助額が記載された採択事例の一覧はあるか。	観光庁ウェブサイトにも事例集や採択一覧(金額記載なし)を掲載しております。 ・事例集： https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/overtourism.html ・過去の採択一覧： https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/jizokukano_taisei/overtourism/jigyo.html
21	01_事業全体・制度	年度をまたいだ検証を予定していますが、公募要領等において、補助事業実施期間が2/26までとされています。事業実施期間後の経費は補助対象とはならないですか。	R9/2/26までに事業完了・精算・完了報告が必要となり、事業実施期間後の経費は補助対象とはなりません。
22	01_事業全体・制度	契約が3月末までの事業について、2月26日までに実績報告する部分については、別契約としなくても対象となるでしょうか。それとも2月26日までに完了する期間で契約すべきでしょうか。	日割り・月割りの按分も原則認められませんが、交付決定後に着手(発注・契約・支出行為)した補助事業で、かつ、実績報告時の証憑類にて、発生した経費が事業期間内であることが明確な場合には、事業期間内に係る経費を補助対象とします。詳細は、説明会資料P.41をご確認ください。
23	01_事業全体・制度	事業実施期間は原則当該年度の2月末日までとありますが、3月末までに延長することは可能ですか。2月の春節時期にインパウンドによる混雑やマナー違反が顕著になる地域において人員配置等の対策を行う場合、事業費の支払い等を考慮すると2月中に全て完了することが困難な場合があります。	延長することはできません。
24	01_事業全体・制度	事前着手届出時に暫定版で提出する様式1・2について、5月29日までであれば後から事業を追加して提出することも可能ですか。	事前着手制度を活用しない事業の追加は可能です。

#	カテゴリ	質問	回答
25	02_計画申請・審査	行政区域がまたがる地域の場合、どのように申請すれば良いか	いずれか1つの地方公共団体が代表して申請してください。その他の地方公共団体は同意書をご提出ください なお、計画が採択されましたら、補助対象事業者から交付申請を行います。交付決定は申請主体ではなく、補助対象事業者に行うため、複数の地方公共団体から交付申請があれば、各地方公共団体に交付決定を行います
26	02_計画申請・審査	計画採択、計画承認によって、補助金の交付が決定しますか。	計画採択は補助金の交付を決定するものではありません。計画申請書類の審査では、本事業の趣旨に合致する事業であるかどうかを審査します。審査の結果、計画採択となった場合、補助対象事業者から補助事業ごとに交付申請を行っていただき、交付申請内容の審査を経て、交付決定を行います。また実際に交付される補助金額は、事業完了後に提出いただく完了実績報告の内容をうけて確定します。
27	02_計画申請・審査	計画申請・交付申請にあたって、消費税込みの金額が補助対象となるのでしょうか。	原則として、消費税は補助金の対象となりません。ただし、申請事業者が地方公共団体、簡易課税事業者または免税事業者等である場合は、消費税額を含めた形で交付申請を行う事ができます。計画申請においては、同様の考え方で申請時点の経費の記載をお願いします。詳細は公募要領をご確認ください。
28	02_計画申請・審査	一般型において事業の実施を検討している地域において、当該地域の地方公共団体が申請主体として既に別途計画申請を行っている場合、民間事業者等が別途計画申請することは可能でしょうか。	地方公共団体が申請主体として実施を予定している補助対象事業とは異なる内容の事業を民間事業者等が申請主体として実施する場合は、地方公共団体の同意を得たうえで計画申請することが可能です。尚、計画申請にあたっては、様式3-B「連携する地方公共団体の同意書」をご提出ください。
29	02_計画申請・審査	民間事業者等が計画申請する場合、民間事業者等の事務所が所在する市区町村以外で実施する事業も補助対象になりますか。	民間事業者等の事業所が所在しない市区町村で補助対象事業を実施することは可能です。
30	02_計画申請・審査	一つの事業者が複数の計画申請の申請主体となることは可能でしょうか。 また、一つの事業者が複数の補助対象事業を申請することは可能でしょうか。	一つの事業者につき一申請といった制約はありません。 内容が独立した別個の事業であれば、一つの事業者が複数の計画申請の申請主体となることは可能です。 また、一つの事業者が複数の補助対象事業を申請することも可能です。
31	02_計画申請・審査	連携する地方公共団体の同意を得ることについて、具体的にどの程度の連携が必要ですか。	関連するすべての地方公共団体に事業内容を説明し、同意を得た上で同意書を取得してください。基本的にはそれをもって連携とみなされます。
32	02_計画申請・審査	地方公共団体が発出できる同意書の通数に制限はありますか。	地方公共団体が発出できる「連携する地方公共団体の同意書」の数に制限はありません。なお、「連携する地方公共団体の同意書」は1つの計画申請につき申請主体が発出する1件のみの作成で構いません。計画申請に含まれる補助対象事業者あるいは補助事業分の作成は不要です。
33	02_計画申請・審査	複数の事業を1つにまとめて申請する場合、その一部に補助対象外と判断される事業が含まれていた場合、事業計画全体が不採択となるのでしょうか。	申請事業のうち一部が補助対象外となったことをもって、事業計画全体が不採択となることはございません。 (公募要領のV.1.審査方法に記載のとおり、審査の結果、申請内容の一部のみが採択される場合や条件付きでの採択となる場合があります。)
34	03_交付申請	見積書の提出時期について	採択後の交付申請時において、2者以上の見積書を提出いただく必要がございます。 地域における事業者数や事業の特性上、複数の事業者の見積書が取れない場合は、1者の見積書と選定理由書の提出をもって申請いただけます。
35	03_交付申請	自治体事業において、入札やプロポーザル等で事業者が決まっていない場合、見積書はどうすればよいか	自治体事業において、入札やプロポーザル等で事業者が決まっておらず、交付申請時に見積書が出せない場合は、入札やプロポーザルを行う上で作成した仕様書や参考見積書の提出でも可とします。 ただし、実績報告時には経費の採用見積書等の証拠をご提出ください。
36	03_交付申請	見積りを2者から取得したところ、最安値の見積りよりも金額が高いが今回の事業に適していると考えられる見積りだったが、この場合最安値の見積り以外使用できませんか。	原則として同一条件での見積りを取得のうえ、最安値のものを採用してください。特定の事業者でなければならぬ場合は、交付申請時に、その理由と根拠を基に相見積りの代わりに業者選定理由書を作成・提出してください。なお、計画申請時点で見積書を提出いただく必要はありません。
37	03_交付申請	交付決定額が、計画採択額より減額となることはありますか。	計画申請額に補助対象外経費が含まれる等の理由により、交付決定額が計画申請額より減額となることがあります。計画採択をもって補助金額が確定するものではないのでご注意ください。
38	04_補助対象経費	新たに補助対象外経費に追加された"過年度から継続して実施している事業に係る運用費"とはなにを指していますか。	補助対象外経費としている、「過年度から継続して実施している事業に係る運用費」とは、過年度に整備・導入した設備・システム等にかかる漫然とした運用費等を指しています。
39	04_補助対象経費	インバウンドに限らず国内旅行者が中心の対策においても適用対象となりますか。	本事業は国際観光旅客税を財源とする事業であることから、インバウンドへの裨益も求められます。
40	04_補助対象経費	人流調査費用や入場規制に関わる運用実証経費など4月初旬からランニングコストが発生する事業について、4月初旬から事業を実施し、"事前着手届出受理受理通知書発出日以降かつR8当初予算成立日"以降の経費のみを補助対象とすることは可能ですか。	補助事業の事業着手可能日以前に事業を開始し、事業着手可能日以降の経費のみを補助対象とすることはできません。 補助事業の事業着手可能日以前・以降で契約を区切れば補助対象とすることは可能です。
41	04_補助対象経費	近隣市から観光客を引き込む等の近隣市のオーバーツーリズム対策につながる事業も補助対象になりますか。	事業目的に合致し、観光課題の解決のために必要かつ効果的な対策と認められれば補助対象となり得ます。ただし、単なる自エリアの誘客促進のみではなく、どのように近隣市から観光客を呼び込み、結果として近隣市のオーバーツーリズムの緩和につながるのかについて、説明できることが求められます。
42	04_補助対象経費	観光客の動態調査やビジョン・計画策定など、ソフト事業を中心とした取組を検討しています。条件整備などのセミハード・ハード事業の事業がない場合でも、補助対象になりますか。	ソフト事業のみの取組であっても、事業目的に合致し、観光課題の解決に必要なかつ効果的な対策であると認められる場合は、補助対象となり得ます。ただし、人流調査・動態調査といった調査のみを目的とする取組は、補助対象としては想定しておりません。調査を実施する場合でも、その結果を踏まえた具体的な対策や改善につなげる計画性が求められます。
43	04_補助対象経費	物品等の購入は補助対象となるか。事業期間終了後の資産の扱いはどのようになるか。	オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的整備において適切と認められれば、物品購入も補助対象となります。なお、本事業により取得又は効用の増した財産を事前の承認なく処分制限期間内に処分したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金の全額返還を命ずる可能性があります